

簡易吸収合併公告

平成 28 年 5 月 30 日

株主
債権者 各位

東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号
ユナイテッド株式会社
代表取締役会長 早川 与規

当社（以下「甲」という）は、平成 28 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 28 年 7 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、ユナイテッドファン株式会社（以下「乙」という。本店所在地は、東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、公告します。

この吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による吸収合併契約の承認を受けずに行います。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
3. 本合併の各当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)

平成 27 年 8 月 4 日付官報掲載頁 57 頁（号外第 175 号）

以 上